

書 評 と 紹 介

村串仁三郎著

『日本の鉱夫』

友子制度の歴史』

評者：市原 博

かつて日本の鉱夫が友子同盟とか、単に友子と呼ばれた特異な組織を形成していたことは、労働史研究者の間ではよく知られている。本書は、友子の歴史的変遷を解明する作業を通して日本の鉱夫たちの社会的性格を解明した力作である。著者はすでに約10年前に友子の歴史的形成過程を詳細に解明した大著『日本の伝統的労資関係』（世界書院 1989年）を刊行されている。この前著で、江戸時代後期から明治時代後期にわたる友子の形成・確立過程を詳説されたあと、著者は大正・昭和時代の友子の研究に進み、足尾・別子・日立鉱山、登川炭鉱の友子の個別事例研究を蓄積されてきた。本書はこうした著者の20年にも及ぼうとする膨大な友子研究のエッセンスをわかりやすくまとめたものである。

本書の巻末に掲載されている文献目録に示されるように、これまでも友子に関する研究は細々とではあれ行われてきた。しかし、それらの多くは、友子が企業の労務管理制度に統合され、その変質・衰退が始まった大正期以降を対象とするものであった。これに対して著者は、

友子の最盛期の姿をとらえるべく、江戸時代後期以降の友子の歴史的生成・発展過程の分析に取り組みされた。この課題がいかに困難なものであるかは、労働史研究者であればすぐに感得できよう。筆を持つことのほとんどなかった鉱夫たちが独自に組織した友子の歴史を再現することは史料的にほとんど不可能に近い。評者を含めてこれまで誰も躊躇し、足を踏み出さなかった課題に挑戦され、全国の旧鉱山地域を踏破して史料を発掘し、その成果を提示された著者にまず最大級の賛辞を送りたい。評者は、以下に指摘するように、重要な点で著者の実証には欠けている部分があると考えている。しかしそれは、著者の驚嘆すべき史料探査の旅でも克服できなかった史料的困難さの故であり、著者が批判されるべきものではない。

内容の検討に入る前に、まず、本書の構成を紹介しておきたい。

第一章 友子とは何か

第二章 江戸時代の友子 - 友子の形成 -

第三章 明治前期の友子 - 成立期の友子の実態 -

第四章 明治後期における友子制度の確立

第五章 明治典型期の友子組織の実態

第六章 明治典型期の友子の活動実態（一）

- 友子の技能養成と相互扶助 -

第七章 明治典型期の友子の活動実態（二）

- 友子と秩序維持，労働市場，労働組合 -

第八章 大正期の友子（一） - 友子制度の発展と変容 -

第九章 大正期の友子（二） - 労働組合運動にゆれる友子 -

第一〇章 昭和期の友子 - 友子の変質と消滅 -

友子研究の文献目録

本書に集約された著者の友子理解を仮に村串友子論と呼ぶとすれば、その内容をめぐって最大の論議を呼ぶのは、友子の本質が「ギルド的な性格を持ったおもに熟練採鉱夫の同職組合」（12頁）と規定されている点であろう。初の本格的な友子調査である農商務省鉱山局「友子同盟（旧慣ニヨル坑夫ノ共済団体）ニ関スル調査」（1920年）が友子を「一種の自治的共済組合」と規定して以来、友子は坑夫の自助的相互扶助組織とする理解が普及し、それは、戦後直後の時期に労働社会学の立場から実施され、友子の組織と活動実態を広範に明らかにし、その後の友子理解の枠組みを作った松島静雄氏の研究にも引き継がれた。これに対して著者は、そうした理解が友子の持った広範な活動領域を正しく把握する妨げとなってきたと厳しく批判し、新たな友子理解を対峙されたのである。

友子を同職組合と規定した結果、村串友子論では、友子の基本的な活動として鉱夫の技能養成が重視されることになった。近世史研究が江戸時代の友子の成立を否定的に考えたのに対して、著者は友子史料探査の旅を通して、18世紀末から19世紀初めにすでに友子が存在していたことを示す史料を掘り起こされた。そして、友子の成立理由の筆頭に、熟練鉱夫としての後継者を養成し、同時に鉱夫の供給を規制する手段となる徒弟制度を維持する必要があったことをあげられ、明治時代に近代的鉱山業が発達・確立する中で友子がさらに発達を遂げた理由についても、近代的鉱山が採鉱・採炭部面の手労働的な熟練を解体せず、鉱山経営者が熟練鉱夫を独自に養成する能力を持てなかったため、熟練鉱夫の養成を友子に依存せざるを得ず、鉱山業の拡大による熟練鉱夫不足の中で友子もこうした要請に応えたことを第一にあげられている。村串友子論では、友子に独特な組織体制を規定した成文規約の作成と奉願帳による共済活動の

開始をおもなメルクマールとして、従来の研究より少し早い明治30年前後に友子の制度的確立が指定され、大正期に入っても友子の存在理由が失われなかったため同職組合として存在し続け、その急激な変質が始まるのは、1920年の戦後反動恐慌以降の合理化の進展と労働市場の企業内封鎖性が強まる中でであったとされる。そして、そこでも、友子の組織的形骸化が進んだ理由として採鉱技術の機械化の進展による徒弟制度の不要化が重視されているのである。

友子が技能伝承の機能を持っていたことは、これまでの研究でも指摘されてきた。しかし、熟練鉱夫の養成が友子の歴史的変遷に与えた意味を共済活動以上に評価されたのは、村串友子論の特徴である。それは、友子を他の職人集団の活動や、さらにはヨーロッパのクラフトギルド、クラフトユニオンなどとの比較の観点から研究する、友子研究の新地平を切り開いたものと評価できる。しかし、同時にいくつかの疑問が生じるのも事実である。

著者は、友子の活動はギルドのそれに近かったとしながら、江戸時代に幕藩から公認されることがなかったことを理由に友子をギルドとした片山潜の規定を否定し、友子を「ギルド崩壊後に自主的に生まれた『同職の職人たちの組合』（14頁）」とされる。しかし、ここでおそらく著者が想定されているヨーロッパのギルドや同職組合が徒弟制度を通して発揮していた機能と、著者の言われる友子の機能との間には違いが見られる。前者は基本的には徒弟制度を通して熟練職人の労働市場への参入を制限し、自らの経済的利益を図っていたと理解されている。これに対して著者は、ギルドやクラフトユニオンほど強力ではないが友子も取立制度を通して熟練労働力の供給を「ある程度規制」（144頁）していたとしながらも、上で紹介したように、鉱山

業の発達の中で要請された熟練鉱夫の養成を遂行した友子の姿を強調されている。著者が明言されているわけではないが、ヨーロッパの同職組合以上に友子は経営側の要請と親和的だったのであり、また、それが友子の明治以降の発達を可能にしたと理解されているのである。ここに友子の日本の特徴を見ることも可能であろう。

熟練鉱夫の養成が友子の徒弟制度を通してのみ可能であったとの理解から、著者は、友子が九州の炭鉱を除けばどの鉱山にも存在し、採鉱夫中に占めるその組織率がきわめて高かったことを強調される。鉱山労働の分業が進んでいなかった江戸時代には成人男子の鉱夫はすべて友子に加入していたとされ、分業が進んで採鉱夫以外の職種が増加した明治後期には、その影響で友子の組織率が低下したが、それでも、著者が発掘されたいくつかの鉱山のデータから採鉱夫中では70%から80%の組織率があったと推測されている。しかし、著者によるこの推測は、友子の徒弟制度を経ずに採鉱夫になった人々が一定の割合で存在していたことを示している。これらの人々を著者が熟練鉱夫と考えているのかどうかは評者には読みとれなかったが、友子以外の採鉱夫の存在は、熟練鉱夫の養成の途が友子の徒弟制度以外にも細いものではあれ存在していたことを示唆している。明治期に熟練鉱夫の需要が急増する中で、著者が言われるように「ある程度」ではあれ友子が熟練鉱夫の参入制限を行った場合、経営側・友子間での熟練鉱夫養成をめぐる緊張関係が生じることが予想されるが、著者はこの点での両者の関係に楽観的であり、語ろうとしない。

こうした疑問が生じるのは、実は、友子による熟練鉱夫養成の内実が明らかでないからである。著者は、友子の徒弟制度として、友子への取立後三年三月十日間取立山で修業を積む「親

山勤」を義務づけた友子規約を紹介されている。しかし、規約は必ずしも実態と一致しているわけでないし、この期間の修業は伝承として広く伝えられているとしても、当時の熟練鉱夫不足と鉱夫の激しい移動の中でこうした義務がどこまで果たされていたのかは疑問の余地がある。とはいえ、規約と伝承以外に情報のない友子の技能養成の内実を今日の時点で解明することはおそらく不可能であり、著者の実証の不足を批判するのは妥当ではない。

友子が経営側と親和的であった理由を、著者はおそらく二つの点から説明されている。一つは、熟練鉱夫の供給が必要に追いつかなかった明治期の鉱夫の労働市場が友子に有利な環境を提供したこと、いま一つは、鉱山「小資本家」や飯場頭が友子に加入しており、彼らを通じて経営者意識が友子に持ち込まれたことである。著者が言われる「小資本家」とは、友子に加入した鉱夫が小規模な鉱山を経営する鉱業人に成長したものであるが、こうした人々が友子のメンバーであり続け、友子の活動に大きな影響を与えていたという事実の発掘は、著者が友子と同職組合と規定したおかげで可能となったものであり、村串友子論の貢献の一つである。後者の説明は、友子を体制的性格を持つものとする著者の把握と関連している。著者は取立式の際に読み上げられた文書を発掘され、その分析を通して友子が国家体制を容認し、経営秩序の遵守と勤勉を旨とする職業倫理を持っていたことを明らかにされた。そして、飯場頭が友子に加入していたのは、労務管理能力を持ち得なかった鉱山経営者が友子の有力者を飯場頭とし、彼らを通して友子の持つ自治的機能を鉱夫の統轄に利用したためであり、その裡には飯場制度の衰退が友子の衰退を招いたほどの友子と飯場の密接な関係があったとされる。飯場制度は基本的に資本の支配を受けていたが、同時に相対的

な独立性を持ち、その独立性の強弱により友子と経営側との関係も揺れ動いたと把握される。飯場制度のこうした理解は旧来のものとは異なり、評者も炭鉱の納屋制度・飯場制度に関して似通った主張をしているが、こうした理解を提示したのは著者の方が早かった。

このように友子の体制的性格が強調される一方で、友子が労働組合化する動きも存在したことが重視されるのも村串友子論の特徴である。著者は明治期に友子が労働争議を組織的に展開した事例を掘り起こされ、それを「友子の一時的な労働組合化」(149頁)と評価し、友子が恒常的な労働組合組織に転化する可能性さえ存在したことを明治40年の足尾銅山争議などの中に見いだしている。そして、第一次世界大戦後には、労働組合運動の発展の中で「有力で自覚的な友子鉱夫たち」(191頁)が労働組合運動に走り、友子が両極分解していったとされる。こうした動きを高く評価されるのは、友子の自立的性格を重視される著者の立場を反映したものであろう。しかし、友子の労働組合化は永続せず、こうした動きに脅威を感じた経営側により友子は飯場制度や従業員団体の下に統合され、企業内化していったとされる。

ここで論点となるのが、友子の民主的性格を著者が強く主張されていることである。従来友子は飯場頭や有力親分鉱夫によるボス支配の下に置かれていたと理解されてきたが、著者によれば、それは企業内化された段階で友子に生じた変質を友子本来の性格と見誤ったものであり、成立・発展期の友子は、その組織運営にすべての加入鉱夫が参加することの出来る民主的な性格をもっており、それが友子の発達を可能にしたとされるのである。著者はその証拠とし

て、友子役員の選出方法や会議運営に関する規則を提示されるが、親分子分関係を組織の基軸とする友子はその組織運営の民主的性格をいかに実質化し得たのかは、さらなる研究が必要であろう。

大正末年以降、友子はその基盤を失い、同職組合としての性格を喪失し、昭和期には「友子制度の遺制」(211頁)としての親睦団体となり、衰退の道を辿ったと描かれる。そして、戦時期には従業員団体と共に産業報国会に吸収され、多くの組織が解散に追い込まれ、戦後に生き残った少数の友子も、「鉱夫の団結を強調する同職の親睦団体」であり、「友子の遺制」(238頁)であったとされる。こうした事実認識に異論はないが、この時期の友子の活動の意味をもう少し積極的に評価することも可能であろう。著者は友子を同職組合と規定されるため、同職組合としての性格を失った友子を「遺制」と評価されることになるが、この時期の友子がなお維持していた鉱夫間の人格的結合関係が企業の労務管理や戦後の労働組合運動に与えた影響は、独自に検討されるべきであると評者は考えている。

以上、おもに友子を同職組合と規定された点に係わって本書の内容を検討してきた。本書は友子への著者の熱い思いで満ちている。そうした著者の息吹に接することが出来るのも本書の魅力である。日本の労働史に関心を持つ多くの人々が本書を繙かれることを願い、拙い論評を終えることにしたい。

(村串仁三郎著『日本の鉱夫』世界書院、1998年10月、ii + 246頁、定価本体3500円 + 税)

(いちはら・ひろし 城西国際大学経営情報学部助教 授)

竹永三男著

『近代日本の地域社会と 部落問題』

評者：横関 至

1

著者は1951年に兵庫県尼崎市に生まれ、中学・高校一貫の私立学園を卒業して、1969年に京都大学文学部に入学された。学生時代は部落問題研究会で活動し、「米騒動と水平運動」と題する卒論を提出した。京都大学大学院では、京都民科歴史部会や日本史研究会での研究活動に関わり、『部落問題研究』や『日本史研究』に次々と論文を発表された(本書の1, 2, 3, 7章)。1981年に島根大学の教員となられ、本書の序章, 4, 5, 6章の基になる論文を発表された。部落問題は、著者にとって、学生時代からの一貫した研究課題であった。

それらの研究を集大成されたものが、「京都大学文学部に提出した学位論文『近代日本地域史の研究』」(「あとがき」)である。本書は、その学位論文の「大要に若干の補訂を加えたもの」(同上)である。

2

本書は、全7章より成り、三部構成となっている。

まえがき

序章 近代日本の地域社会と民主主義に関する
歴史的研究の課題

第1部 日露戦後・第一次世界大戦前後の支配

政策と部落改善運動

第1章 日露戦後の地方改良事業と部落改善
政策

第2章 第一次世界大戦期における部落改善
運動の2つの潮流

第3章 第一次世界大戦期前後の支配政策と
部落改善運動

第2部 近代日本の地域社会と部落問題

第4章 在村地主と地域社会

第5章 「差別小作料」考

第6章 地域社会の秩序構造と部落問題

第3部 農民運動と地域社会

第7章 日露戦後 1920年代の農民運動と地
域社会

補論 地域社会の中の米騒動と部落問題

結語

あとがき

対象地域は、奈良県である。個別分析の対象地域となっているのは、旧南葛城郡大正村大字西松本(3章)・旧南葛城郡忍海村(4章)・旧北葛城郡磐城村(7章)である。

本書の課題と分析視角については、「まえがき」で次のように述べられている。「本書は、近代日本における民主主義の課題の歴史的分析を、<地域社会の中の部落問題>の究明という視角=方法によって行い、そのことを通して、近代日本における地域の歴史的特質を究明しようとするものである」と。「結語」においても、同様の表現がなされている(340頁)。他の箇所では、本書の課題について次のように表現されている。「地域・地域社会そのものを、民主主義の課題を究明するという視点から、歴史的に捉え直すことである」(22頁)。「本書では、地域の社会経済構造・地域社会の秩序構造の中で民主主義の問題として部落問題とこれに関わる運動を捉え直すという課題を掲げ」(24頁)

た、と。さらには、「部落問題そのものを地域社会の全体構造の中で具体的に捉える研究」は「不十分」(182頁)であったとの研究史の反省にたつて、「部落問題がまずは地域社会における社会的諸関係上の差別・軋轢として発現する以上、地域における具体的な社会関係の中での部落問題の在りようを究明すること、それを前提として、未解放部落を正確に位置づけた地域史を構成することが、部落問題の歴史的研究と近代地域史研究の重要課題の一つであると考えられる」(182 - 183頁)とも記されている。また、「部落問題そのものを地域社会の全体構造の中で具体的に捉えるという研究課題」は、「部落住民のおかれた差別と貧困の内容を、地域社会の中で生活レベルの具体性において捉えること、そしてその根拠とそれを解決する幅広い運動上の課題、即ち、要請される民主主義の新しい内容を明らかにすることを、新たな研究課題として提起することにもなったのである」(183頁)と。そして、6章の説明においても、「本章は、地域史の視角と方法に拠りながら、地域の構造と部落問題の関連の究明をめざすものである」(275頁)とされている。

本書の分析視角は、「部落問題は<地域社会における民主主義の問題>であるとの視角」(「まえがき」, 345頁)である。これは、1985年の鈴木良氏の「部落問題を孤立したものととらえず、当該地域全体の民主主義的変革の課題の一部として把握する」という「指摘を承けて」提起されたものである(「まえがき」)。

分析の重点と対象の限定については、「本書の分析の重点が、主要には部落問題をめぐる政策と構造に置かれ、戦前における部落差別撤廃運動の本流である水平運動そのものの分析には及ばない」(「まえがき」)と説明されている。

本書では、新たな史料に基づいた分析がなされた。「有力な部落改善運動団体である西松本

矯正会の史料を初めて利用」(340頁)したり、「部落の小作人を抱えた部落地主の経営史料」や、「奈良県の全郡にわたって大字ごとに地価・反当収量・小作料高を明示した地方銀行史料」および「町村単位の全県的総合調査である『奈良県風俗志』」(341頁)が活用された。

各章で分析された事柄について、「結語」の部分も使って、簡略にみていこう。

1 - 3章では、「<対当局依存型部落改善運動>」と「<自主的部落改善運動>」という部落改善運動の「2つの潮流」が析出される(62頁, 70頁)。「<対当局依存型部落改善運動論>の特徴」は、「天皇制国家の身分秩序を無条件に承認しているところにあった」(88頁)。「この点に照らしてみれば、西松本矯正会は、創立に際して警察署長に応援を依頼し、県当局や駐在巡査の指導を受けていたのではあるが、その部落改善一差別撤廃をめざす部落に根ざした活動から評価すれば、まさに<自主的部落改善運動>と評価してよい」(88頁)。

この西松本矯正会は、「部落改善・差別撤廃を目指す活動」を展開するとともに、「部落支配団体」としての活動もおこなった(80頁)。「部落支配団体」としての活動では、次の3つの特徴をもっていた。まず、「人的にも、機能的にも西松本村(合併後は大正村西松本区)という行政機構とほとんど一体化している」(84頁)。会員は村会議員と「同等の資格あるもの」で、「大正村々会議員候補や西松本区長も同会役員会で決定ないし推薦されていた」(84頁)。次に、「地主-小作関係の調停機関、小作人の保護機関としての役割を担っていた」(86頁)。西松本矯正会の会長は、「隣村地主の差配人」でもあった(86頁)。3つめとして、「労資関係の調停」をおこなった(86頁)。「麻裏草履や箒製造業などの西松本の主要製造業」での賃金をめぐる反目に対応するために創立された「西松

本職工並工場主聯合組合」の組合長に西松本矯正会の会長が就任した(86頁)。こうした「部落支配団体」としての活動をおこなう組織でも、「創立に際して警察署長に応援を依頼し、県当局や駐在巡查の指導を受けていた」としても、「その部落改善一差別撤廃をめざす部落に根ざした活動」をしていれば、「自主的部落改善運動」とみなす(88頁)。これが著者の規定である。

この「自主的部落改善運動」と水平運動との関わりについて、次のように評価される。「西松本矯正会の自主的部落改善運動は、結局水平運動には接続せず、むしろ大和同志会という奈良県における融和運動団体の拠点となったのである」(88頁)。「水平運動の展開によって部落住民の思想が『極度に悪化』し、従来からの部落における支配体制が動揺一崩壊する。従って、これを防ぐことが部落改善運動と融和運動の新たな目標となったのである」(92頁)。「自主的部落改善運動」が「部落住民を支配することを目的とする部落支配団体としての側面をもつ限り、水平運動には転化しえず、権力の側に包摂されてしまわざるをえないと結論できよう」(92頁)。こうした判断にたつて、「自主的部落改善運動が水平運動と融和運動いずれに接続するかの分岐点は、それらが部落支配団体としての性格を払拭できるか否かに存することになった」(342頁)と総括されている。

3章では、「部落学校」の統廃合問題が検討されている。この問題は、「国家と『村落共同体』の対立」として位置づけられている(95頁、103頁)。さらに、「根本的には、国家委任事務が過重に町村に押し付けられ、小学校経営費が町村財政を圧迫しているという戦前日本の地方財政の構造的特質に基因するものであった」(92頁)とされる。在村地主の存在と学校統廃合問題との関わりについては、「在村地主の支

配が強固な忍海村では(第2部第4章参照)、それが直接国家対民衆という形をとらず、国家と『村落共同体』との対抗という形態をとって発現したのであった」(103頁)と規定されている。

4 - 6章では、本書の中核をなす概念としての「秩序構造」が析出される。「在村地主を中核とする階層的・複合的な秩序構造をもつ近代の地域社会はまた、排他的で求心的特質をもち、未解放部落を忌避・排除する場としてはたらく」(278頁)。「1922年の全国水平社の創立とそれ以後の水平運動は、ここで明らかにした構造をもつ地域社会、即ち、生活・文化の秩序構造、生産労働に基礎づけられた秩序と階層的秩序および部落内外の経済的諸関係によって構成される複合的構造をもった地域社会という場で展開したものである」(278頁)。「農民運動や水平運動が展開する地域とは、このような在村地主を核とした社会経済構造、秩序構造をもつものであることを明らかにした」(343頁)。そして、本書は「近代日本における地域社会の歴史的特質」を「排他的・求心的で階層的・複合的な秩序構造をもつもの」として析出したと総括されている(347頁)。その上で、「このような構造」は「地域社会そのものの構造的特質として析出されている点で、部落の存在の有無にかかわらず、一般化しうるものなのである」(347頁)という把握が示される。

7章では、「農民運動と地主の対抗、農政の対応」(344頁)を検討した。農民運動と「秩序構造」との関連について、次のように規定される。「小作層の主体的な動きが村落秩序の動揺・再編を結果したものの、その後展開した日本農民組合の運動が、小作料減免、耕作権確立、地方政治への進出等の課題に加えて、第6章で論じたような地域社会の秩序構造の変革をも課題としていたとは言えないものであった。

これらのことが、戦前期においては<地域社会の秩序構造の変革を通して民主主義的地域づくりを展開し、その上に立って部落問題の解決を見通すこと>を困難にした要因であったと考えるものである」(322頁)。

本書の分析を通しての展望として、「大正デモクラシー」からファシズムへの転換の「内的要因」について、次のように把握される。「1920年代における日本の民主主義運動・社会運動が、地域の社会経済構造から進んで地域社会の階層的・複合的な秩序構造の民主主義的変革までを課題として把握し実践しえなかったことが『大正デモクラシー』からファシズムへの転換の内的要因ではないか、と展望するものである」(346頁)と。

3

幾つかの疑問点を記しておきたい。

第1点から第4点までは概念規定・用語についてであり、第5点から第7点は実証に関してである。

まず、第1に西松本矯正会を「自主的」なものとして判断する基準についてである。「<対当局依存型部落改善運動>」と「<自主的部落改善運動>」か否かの判断基準として、「天皇制国家の身分秩序を無条件に承認している」かどうかという基準が示された(88頁)。しかし、もう1つの「自主的」の基準が用意されている。「部落改善運動における『自主的』であることの意義を、即ち、当局からの自立(ないしはそれとの対抗)のもつ意義」(91頁)と。後者の基準から判断すると、西松本矯正会は「自主的」なものとはいえなくなってくると、評者は考えざるを得ない。しかし、著者は、この基準からの判断としては、「このような自主的部落改善団体は、第一次大戦後における支配政策の論理と体制の転換の中で『自主性』のもつ意義を減退させた」(342頁)と評価されている。「『自主

性』のもつ意義を減退させた」としても「自主的」であることに変わりはないと判断されるのであろうか。

第2に、民主主義の内容について、著者は「人権を政治的・社会的に実現していく方法・形式」(346頁)とか、「人権を高度の調和を保ちながら実現する方法の形式こそが民主主義なのである」(同上)ととらえて、「形式」としての「民主主義」を強調されているが、民主主義は思想でもあるのではないだろうか。また、「高度の調和を保ちながら」とは具体的にどのようなことなのであろうか。さらに、「大正デモクラシー」からファシズムへの「転換の内的要因」として、「地域社会の階層的・複合的な秩序構造の民主主義的変革までを課題として把握し実践しえなかったこと」(同上)が指摘されている。その場合の「地域社会の階層的・複合的な秩序構造の民主主義的変革」とは何を指すのか、「民主主義的変革」の中身は何かがよく判らない。これらが明示されていないために、著者の「民主主義」についての主張を理解することが難しくなっている。

第3は、「排他性」のとらえ方についてである。まず、「村落それ自体が一般的にもつ排他的構造」(249頁)とされているが、都市には「排他的構造」はないのであろうか。あるとしたら、その違いは何であらうか。この点、明確にしておく必要があったのではなかろうか。次に、「近代日本における地域社会の歴史的特質」を「排他的・求心的で階層的・複合的な秩序構造をもつもの」(347頁)として析出したと総括されているが、「近代」だけの特徴なのだろうか。いつの時代でもそうであったと言えないか。そして、何故このように一般化するのか、その根拠は何か、という点が判らなかつた。

第4点は、「秩序構造」という用語と、その一般化についてである。著者は、「水平運動の

展開によって部落住民の思想が『極度に悪化』し、従来からの部落における支配体制が動揺一崩壊する。従って、これを防ぐことが部落改善運動と融和運動の新たな目標となったのである(92頁)と規定されている。ここでは、「従来からの部落における支配体制が動揺一崩壊する」という表現をされている。この「支配体制」と「秩序構造」とは、どのような関係か。また、従来から使用されてきた地主制という用語と「秩序構造」という用語との関係はどのようなものであるのか、これについても説明しておく必要があったのではなかろうか。さらに、静態的な「構造」論はあるが、何時どのような形で変化するのかという変化の側面の検討はどこにあるのか判らなかつた。普通選挙の実施は変化をもたらす要因にはならなかつたのか?戦時体制の下でも変化しなかつたのか?戦時下・戦後の見通しは?等々の疑問がわき上がってくるのである。さらに、「排他的・求心的で階層的・複合的な秩序構造」は「近代日本における地域社会の歴史的特質」であり「一般化する」(347頁)とされるが、「排他的・求心的で階層的・複合的な秩序構造」とは何を指しているのであろうか。また、こういう規定であるならば前近代でも戦後社会でもそうであるといえるのではないだろうか。次に、運動と「秩序構造」との関連についてである。「小作層の主体的な動きが村落秩序の動揺・再編を結果したものの、その後展開した日本農民組合の運動が、小作料減免、耕作権確立、地方政治への進出等の課題に加えて、第6章で論じたような地域社会の秩序構造の変革をも課題としていたとは言えないものであつた」(322頁)とされる。これは、「動揺・再編」をもたらしたが、「秩序構造」の「変革」はもたらしていないという評価なのか。そうだとしたら、なにをもって「変革」されたと判断するのかの基準が示されねばなるま

い。この基準が示されないままにこうした評価が下されていることが、本書の理解を困難にしている一因であろう。

第5に、学校の統廃合問題の位置づけについて。「国家と『村落共同体』の対立」として位置づけており(95頁, 103頁)、「根本的には、国家委任事務が過重に町村に押し付けられ、小学校経常費が町村財政を圧迫しているという戦前日本の地方財政の構造的特質に基因するものであつた」(92頁)と規定されている。しかし、これは、未解放部落における学校問題を一般の学校問題のなかに解消することにならないだろうか。また、「財政構造の民主的改革を主張し、政治指導を行う政治勢力が存在しなかつた。このことも西松本矯正会等の運動を限界づける一因になつた」(92頁)し、「水平運動に接続するというコースを閉ざした一因」(92頁)と評価されている。しかし、これは、判断基準として適切であろうか。「財政構造の民主的改革」というような事柄を主張する政治勢力の登場は、1950年代後半を待たねばならない。社会党・共産党の革命論において「民主的改革」が位置づけられるのは、構造改革論によってではないだろうか。他の政治勢力においても、1920年代にこうした事柄を提起してはいない。

第6に、「在村地主」の評価についてである。「在村地主」と「村外大地主」との関係について、北葛城郡磐城村では「村外の大地主が支配する村落でありながら、その支配は村内の各大字という場で在村地主を介して行われており、大字(数ヶ大字)の政治・社会秩序が地主層と小作層の対抗の場となっている。」(285頁)とされる。しかし、「村外の大地主が支配する」という点を重視するのか、「その支配は村内の各大字という場で在村地主を介して行われており」という点を重視するのかによって、評価は大きく異なってくる。「安定的な経営構造をも

つ在村地主が地域社会の中核に位置している」(278頁)と規定される前提として、どちらの見解であるのかが示されなければなるまい。ところが、本書においては、この点への言及はなされていない。これは、理論を提示されようとして書かれている本書にとっては、重大な問題ではないだろうか。また、この点と関連するが、その「中核」という言葉の意味するところが判然としない。さらに、「在村地主を中核とする階層的・複合的な秩序構造をもつ近代の地域社会はまた、排他的で求心的特質をもち、未解放部落を忌避・排除する場としてはたらく」(278頁)とされている。しかし、「部落外地主と地主一小作関係を取り結んでいる事例が多い」こと(215頁)は、どう説明されるのであろうか。「排他的・求心的で階層的・複合的な秩序構造」なる規定との整合性が問われる。

第7に、非争議地を対象とした4章と、争議地を対象とした7章との関連についてである。4章の「まとめ」として、「農民運動や水平運動が展開する地域とは、このような在村地主を核とした社会経済構造、秩序構造をもつものであることを明らかにした」(343頁)とされている。しかし、4章で分析対象となった忍海村は、「非争議地域」である(172頁)。「農民運動や水平運動が展開する地域」とは認定しえない村である。それなのに、どうして、上のような評価が導き出されるのであろうか？さらに、何故、このように一般化するものであろうか。実証面での課題として著者自身が指摘されているように、都市部落や運動の活発でないところ等の分析はなされていない(347 - 348頁)。このことを認めつつも一般化するとする根拠は、何処にあるのであろうか。評者は、見いだすことができなかつた。

第8に、研究史整理において、松下圭一氏や石田雄氏の業績をどう位置づけているのである

うか。また、従来の水平運動史研究との関連、とりわけ著者が大きな影響を受けたとされている鈴木良氏の見解との関連が明示されていないのではなからうか。一部の实証面では鈴木良氏の見解を批判されているが、全体的な把握においてはどうなっているのであろうか。鈴木良氏の見解のどの部分を継承し、どの点を批判しているのか、明確でない。

4

幾つかの論点を、提示しておきたい。

第1に、水平社の発祥地である南葛城郡掖上村柏原北方の阪本清一郎・西光万吉らの「柏原青年共和団(国とも)」や「つばめ会」の活動のように、「部落支配団体」としての性格をもたない部落改善運動をこそ「自主的部落改善運動」と評価すべきではなからうか。掖上村では、改善運動の蓄積、様々な思想の検討、賀川豊彦への接近、社会主義思想との出会い、社会主義者との交流がなされていった。これが、水平社設立の直接の前提であった。こうした把握は、水平運動史の研究の到達点であると、門外漢である評者は理解していた。この理解は間違いであるのだろうか。著者の如く「部落に根ざしている」か否で「自主的」なものかどうかを判断していくと、西松本矯正会のようなものと、柏原の青年達の「つばめ会」という性格の異なる2つのものを一括することになってしまう。そのことは、「つばめ会」から水平社設立にむかう動きの歴史的意義を鮮明にしえないことにはなからうか。

掖上村柏原北方の青年達の活動は村での改善への努力の歴史をふまえてのものであった。本書34頁の表1-1(「部落改善運動・部落改善政策の展開事例(近畿地方)」)に記載されている奈良県の唯一の事例は、掖上村の事例である。「資産家・阪本清俊の指導による」とされるも

ので、「1903年革新同盟会を組織し、改善運動。1908年矯風会設立、後青年会・夜学会設立。貯蓄奨励」とある。この事例と第一次大戦後の動きとの関連や人的系譜をこそ、検討すべきではないのだろうか。

第2に、学校の統廃合問題での反対運動のなかで在村地主A家の当主が村長を辞任させられたことをどのように評価するかということが論点となろう。「国家と『村落共同体』の対立」として位置づけられている学校の統廃合問題(95頁, 103頁)での統合反対運動によって村長が辞任に追い込まれたこと(100頁, 103頁)をどのように評価するかという問題である。しかも、この村長は、第4章で分析した在村地主A家の当主がつとめていた(103頁)。このA家の分析は、本書の「秩序構造」論構築の中核となっている。それ故、この村長辞任は注目すべき事柄であるはずである。「秩序構造」が変化していると評価できるのか否かが、問題となる。もし変化していないと評価されるのであれば、著者の説かれる「秩序構造」はどのような要因で変化すると考えているのか示される必要がある。しかし、著者は、この辞任問題と「秩序構造」論との関わりには言及されていない。

第3に、運動と「秩序構造」との関係について、「農民運動や水平運動が展開する地域とは、このような在村地主を核とした社会経済構造、秩序構造をもつものであることを明らかにした」(343頁)とされているが、同じ南葛城郡に属し4キロメートルと離れていない2つの村(98頁の図3-1)が、一方の小林村西松本(旧松本村)は大和同志会の拠点であり、他方の掖上村柏原北方は水平運動の発祥地である(103頁)ということ、を、どのように説明するのが問われる。同じ様な「構造」をもつところで、水平運動の展開するところとそうでないところがある。それをどのように説明するの

だろうか。同じように部落内部の有力者の子弟が中心の運動でありながら、一方は融和運動の拠点、他方は水平運動の発祥地となったことを、どう説明するのかが問われている。また、水平社の創立者である西光万吉・阪本清一郎らの居村南葛城郡掖上村での活動、水平社の活動家木村京太郎の居村南葛城郡大正村での活動とを併せ検討した時に、水平運動と「秩序構造」との関係はどのように把握されるのであろうか。こうした点への言及がないのは、不思議である。水平運動発生における人物、思想の役割に注目する必要がある。本書では「秩序構造」という規定を前面に打ち出す方法を採用されたことによって、人物研究も思想研究も背景に退くことになったのではなからうか？

第4に、「排他性」で示されている事例(244-254頁)のなかの13の事例(246頁)や72の事例(248頁)の評価において、権利という側面からの分析が欠落しているのではなからうか。「村落外世界一般に対する排他性」(246頁)という把握や、「排他的かつ求心的な地域の構造」(345頁, 347頁)という表現があるが、自己の村落を守るための必要な行為であると評価すべきで、共同作業の多い農村での集団形成の特質とみるべきではないのだろうか。水利を溜池灌漑に多く依拠していた奈良県においては、水利面での規制は強かったはずである。そうした地域においては、村落の成員として認めるか否かは、重大な出来事であったはずである。しかも、一旦成員として認めたならば、そこには権利と義務が発生するのであるから、なおさら慎重であろうとする。そうしたことの確認のための一種の儀式としてもみるべきではなからうか。また、こうしたことは「近代日本」のみの「特質」ではなく、現代日本の農村においても形を変えてはいるものの存在していることである。とくに、婚姻においては、継続している。

何故、「近代日本」のみの「特質」と認定されるのかも問われよう。

5

本書は1つの県を対象とした精細な実証研究であるとともに、「秩序構造」論を組み立てた理論展開の書物である。実証の面、とりわけ在村地主A家の分析は、本書の白眉をなすものである。そして、運動と構造の連関を解き明かそうとの視点と方法も、評者は賛意を表す。しかし、理論の面で本書の中核となっている「秩序構造」論や、その一般化の手法および結論には、疑問を抱かざるを得なかった。実証研究か

ら示される歴史像と、著者の示された歴史像とは乖離があるのではないかとの想いは拭えないままである。

本書は刺激的な書であり、評者は評者なりに真剣に読み込んだつもりである。概念規定や著者の示された歴史像については、評者自身の課題として受けとめ今後勉強していきたい。

(竹永三男著『近代日本の地域社会と部落問題』、部落問題研究所、1998年4月、xii + 本文362頁 + 7頁、定価7800円)

(よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所
兼任研究員)

〔法政大学大原社会問題研究所叢書〕
小沢弘明・佐伯哲朗・相馬保夫・土屋好古著

労働者文化と労働運動

——ヨーロッパの歴史的経験——
A5判三〇九〇円

序論・ヨーロッパの労働者文化と労働運動 相馬保夫
帝政末期のロシア労働者と労働者文化 土屋好古
ウアイマル期ベルリンにおける
都市計画・住宅建設と労働者文化 相馬保夫
ウィーン労働者の住体験と労働者文化 小沢弘明
第二次大戦後フランスにおける
石炭産業「国有化」と労働運動 佐伯哲朗
労働運動がいかなる政治文化を形成したのか。この今日的課題を、ヨーロッパの労働運動の日常性の中に析出する

R・ミヘルス著 現代民主主義 政党の社会学
森 博訳 における
——集団活動の寡頭制的傾向—— A5判七二〇円

S & B・ウエップ著 大英社会主義社会の構成
岡本秀昭訳 46判四二〇円

J・シヨル著 第二インター 一八九九〜一九一四
池田清他訳 46判一八五四円

小笠原浩一著
「新自由主義」労使関係の原像
——イギリス労使関係政策史——
A5判四二〇円

東京都文京区小石川5-11-15 三〇二
TEL・FAX(03)三八一四一四一九五

木鐸社

ぼくたくしゃ